

# 高尾山ハイキングガイド派遣のご案内

## 1. 高尾山ハイキングガイドとは

高尾山ハイキングガイドは、(公社)八王子観光コンベンション協会(以下、当協会)に所属・活動するボランティアであり、高尾山を中心とする八王子市内エリアの自然や薬王院の歴史等見どころ全般を、現地にてお客様を直接案内しながら紹介するガイドです。

ガイドは、特別な資格や経験を持った専門家ではありません。また、日本語以外での案内には対応していないため、通訳が必要な場合は依頼者様側でお手配ください。

## 2. ガイド派遣とは

お客様からの依頼によって、当協会が実施するハイキングガイドツアーのガイドを派遣するものであり、当ツアーに準じた方法にて実施いたします。また、以下のとおり有償とします。

### 2-1. 派遣費用と案内人数

派遣費用      ガイド1名につき5千円(税込)

案内人数      ガイド1名につき最大10名

※ 参加者が11名を越える場合は2班に分け、1班10名以下となるようガイドをご依頼ください。費用を理由として最大人数を越える案内のご依頼はお受けできません。

※ サポーターとしてガイドを追加する場合も同額です

※ 安全管理を行う添乗員・幹事等のスタッフについては案内人数から除外可能です(例、参加者10名+添乗員1名)。

### 2-2. ガイドの交通費

依頼者様からの希望に合せ、ガイドも公共交通機関を利用する場合、その費用は派遣代と別に依頼者様の負担となります。

ガイドがお客様と一緒に乗車する場合は、乗車券等購入の際にガイド分も一緒にお支払いください。

ガイドとの待合せまたは解散場所に、次の①・②以外の場所を指定する場合は、①・②どちらか近い方から待合せ・解散場所までに掛かる交通費を別途ご負担ください(ガイドへ直接、切符をお渡しいただくか現金にてお支払いください)。

① 京王高尾山口駅とその周辺(祈禱殿駐車場・ケーブルカー清滝駅を含む)

② JR・京王高尾駅

### 2-3. その他ガイドの費用

依頼者様からの希望に合せ、ガイドも飲食店等を利用する場合は、その費用は派遣代と別に依頼者様の負担となります。

参加者の昼食がお弁当であり、公共スペースを利用して食事をする場合は、ガイドの弁当は各自持参するので不要です。

ただし、お客様は飲食店等を利用し、その間ガイドが別場所で待機となる場合は、待機場所として、手洗い・トイレ・雨でも座れるスペースの確保ができる場所をお手配ください。飲食店の利用が必要な場合はその費用は依頼者様の負担とします。※特に薬王院境内は狭いため繁忙期に座って待機できる場所がありません。ガイドのみを外待機としないようお願いいたします。

その他、やむを得ない理由でガイドが支払った費用については、後程精算をお願いいたします。(例、リタイアした方を最寄り駅・病院へ送るため乗車したタクシー代)

### 2-4. ガイド時間

ガイドが案内可能な時間は、8時~17時です(2-2に記載のある①または②を待合せ・解散地点とした場合)。

①・②以外の場所を待合せや解散場所として指定する場合は、①・②のどちらか近い方を出発

または帰着した場合に、ガイドが案内可能な時刻に収まる時刻とします。

(例) ケーブルカー高尾山駅を待合せ場所とする場合は、ケーブルカー清滝駅 8 時発がケーブルカー高尾山駅に到着する時刻を待合せ時刻に設定。

ケーブルカー高尾山駅を解散場所とする場合は、ケーブルカー高尾山駅を出発し、ケーブルカー清滝駅に 17 時までには到着する時刻を解散時刻に設定。

### 3. 申込について

まずはガイド派遣申込書に必要事項をご記入いただき、当協会まで E メール・FAX・郵送にてお申してください。ガイド付きツアーとしてこれから参加者を募集する企画については、募集要項(案)を申込書に添えてください。

お申込内容を確認させていただき、ご要望に沿うガイドの手配ができるかどうかをご連絡いたします。

ガイドの手配ができましたら、内容詳細を詰め、ガイド派遣を実施いたします。なお、ガイドの日程調整がつかない場合や、依頼内容や実施方法が当協会のハイキングガイドツアーと大きく異なる場合はお受けすることはできません。

### 4. ガイドの業務

#### 4-1. ガイドの業務

ガイドがお引受けする業務は以下の通りです。それ以外につきましては 4-2 に規定する通り、依頼者様に対応をお願いします。

- ① 安全を確保しながらコースを案内する
- ② 現地を案内しながら、動植物等の自然・歴史や文化・地域の見どころを紹介する
- ③ 事前の計画に沿って、出発・休憩・終了まで時間管理を行う

#### 4-2. 安全管理について

ガイドの業務範囲に入らない以下の必要部分や参加者の安全管理については、予め依頼者様が当日現地にいらっしゃる方の中から責任者(以下「安全管理者」と呼びます)を指定し、ご対応ください。安全管理者の方に想定される主な役割は以下の通りです。

- ④ 利用する交通機関や施設等への申込や事前連絡、当日の支払い等
- ⑤ 出発後の悪天候やトラブル等による中止やコース変更の決定
- ⑥ 参加者の把握・管理
  - 参加者の中に子どもや高齢者、持病や既往症などで注意を払う必要のある方が含まれているかどうかを出発前に確認し、ツアーが円滑に運行できるよう必要な対応をとること
  - 参加者がまとまって行動するように注意を払うこと
  - 適宜参加者の様子を見渡し、疲労や体調不良を起こしかけている方を早くに発見すること
- ⑦ 参加者のトラブルへの対応
  - 班から離れてしまった方(迷子)の対応
  - ケガ等への対応
    - ※特に、自力で歩くことが困難となるようなケガ(骨折疑い)や疲労(熱中症や脚の痙攣)、体調不良(不整脈や血圧の異常など)場合は、すぐに消防へ救助要請してください
  - その他、円滑な実施ができるようガイドのフォロー
- ⑧ 上記 4-1 に規定するガイドの役割に含まれない事項

#### 4-3. 安全管理者の配置について

以下のようなケースについては、安全管理に十分注意を払う必要があるため、複数の安全管理者を配置いただくようお願いします。

- ① 携帯電話の電波が届かず、消防への救助要請が困難なエリアを含む場合  
(例、景信山・陣馬山周辺)
- ② 班の数が多く(3班以上)、安全管理者が各班を見回ることが困難な場合
- ③ 参加者の中に介助や支援が必要な方が含まれ、安全管理者が参加者全体を看ることが困難と予めわかっている場合

安全管理者を複数配置することが難しい場合は、安全管理者のサポートとして、追加でガイドをご依頼いただくことができます(以下サポーターと呼びます)。その場合、安全管理に必要となる参加者情報の事前提供をお願いします。

サポーターは、参加者が軽微なケガや疲労により一時的に班から離れる場合や、自力歩行に心配の無い状態で下山を希望される場合については付添い対応いたしますが、救助要請するような場合(悪化する恐れがある場合)は安全管理者の方がご対応ください。特に携帯電話の電波が不安定な場所では、救助要請の連絡のためにその場を離れることになるため、付添いは複数名必要となります。

## 5. 派遣の成立

ご依頼者様より当協会へ申込書が届き、且、当協会からご依頼者様へガイドの手配ができたことをご知らせしたときとなります。

なお、ガイドの手配ができることを確認してから申込書を提出される場合は、手配可能を回答してから5日以内を目安に申込書をご提出ください。連絡が無いまま1週間が経過した場合は、ご依頼はキャンセルされたものと判断し、ガイドの手配もキャンセルします。

緊急事態宣言期間中は、派遣の相談・予約・ロケハン等の下見部分のみ対応します。

## 6. 未成年者ご参加の場合の同意書

派遣の成立後、参加者に未成年がいる場合、「未成年者ご参加の場合の同意書」のご提出をお願いします。

## 7. 変更について

派遣の申込成立後、ガイドの事前準備が大幅に増える、参加者が増えガイド人数を増やす必要がある、コースの難易度(距離・標高差・時間の余裕)が高くなる、付添いを必要とする子どもや高齢者が含まれる、等の変更がある場合は速やかに当協会へ連絡し、対応できるかどうかを確認してください。

事前の確認・承諾の無い場合、安全にご案内することが難しいとガイドが判断した場合、安全管理者と協議してコースを変更するか、対応できなければ派遣は中止とします。

## 8. 派遣の中止

申込み成立後、以下及び当協会がやむを得ず実施できないと判断する場合、ガイド派遣を中止します。(キャンセル代は発生しません)

<安全上の理由による中止>

- ①実施日に荒天(強風・強雨・落雷・降雪等)が予想され、八王子市内または近隣地域に注意情報が出ている
- ②自然災害や工事により予定コースが通行止めとなり、他に安全で振替え可能な適当なコースが無い
- ③実施日に積雪があるため、予定するコースにアイゼン等装着の勧告が出ている(参加者全員が安全のため必要な装備を準備している場合は、ガイドと相談のうえ実施する)

<事前の取り決めによる中止>

- ④交通機関にトラブルが発生し、参加者の集合が2時間以上遅れる
- ⑤申し込みの際に、ハイキングに適さない悪天候のみを理由として、中止判断の基準・タイミング・連絡方法を協議し、それに基づいて中止する

## 9. キャンセルの連絡

ガイド派遣申込み成立後、ガイド派遣をキャンセルする場合は、速やかに当協会までお申出ください。また、ガイド手配後に参加者を募集するツアーについては、申込の際に最少催行人数と催行を判断する日（実施日から起算して14日以上前）を明示してください。

## 10. キャンセル代

8.で規定された中止と特別勘案すべき事情がある場合を除いて、派遣成立後にご依頼者様の都合により派遣をキャンセルする場合は以下のキャンセル代を申受けます。

① 派遣5日前の16時～前日の16時まで ガイド人数×3千円

② 派遣前日の16時以降 ガイド人数×5千円

キャンセル代は、後日請求書を送付し、銀行振込により支払いを依頼します。

## 11. ガイド人数の変更

ガイド派遣申込み成立後、ご依頼者様の都合によりガイド人数を削減する場合、削減するガイド1名につき以下の代金を申受けます。

① 派遣5日前 16時～前日 16時まで 3千円

② 派遣前日 16時以降 5千円

## 12. 取材への対応

取材を目的とし、ガイドと事前の打合せや情報収集等への協力が必要となる場合、以下の費用を追加申受けます

打合せや情報収集等に掛かった日数×従事したガイド人数×3千円

## 13. その他

ガイド派遣では、参加者のハイキングに伴うケガ等の補償は対応しておりません。依頼者様の方で保険にご加入ください。

## 14. 注意事項（コースの設定、参加者への周知、事前の申告）

ガイドがご案内する高尾山周辺エリアは傾斜のある歩道および登山道です。山内での移動は徒歩となるため、コースや所要時間は、参加者全員が無理なく歩き切れるコースでの設定をお願いします。

参加者へは必ず、コース、時間、必要な持物（飲み物・弁当・ゴミ袋・雨具・常備薬ほか）や装備（運動靴・帽子・両手の空くりュックサック等）を周知し、体力や装備に無理が無いようにしてください。

参加者の中に、歩行に不安がある方（日常的に杖を使用・階段の上下ができない・小まめに座って休憩が必要）、幼児や子ども、持病や障害をお持ちで特別な注意や介助者の同伴が必要な方、他の方と同じペースで歩くことができない方を含む場合は、必ず事前に申告してください。申告の内容により、コース設定の変更や班分けにより対応ができるかどうかを判断いたします。

複数の安全管理者が必要と判断される場合は、添乗員等の追加またはサポーターとしてガイド追加をお願いします。

事前の申告が無く、当日ガイドが参加者と対面し設定通りの案内に無理があると判断した場合、安全管理者との話し合いにより、参加者の体力・安全面から、解散時刻の延長、コースの変更や大幅な短縮、班編成の変更、中止をいたします（話し合いのために出発時間が遅くなる場合があります）。

## 15. 新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大防止のための追加事項

### 15-1. マスクの着用

集合・休憩・トイレや店舗周辺・周りの方と距離の確保ができないときについては、ガイドはマスクを着用し、参加者においてもできる限りマスクの着用をお願いします。一方で、ハイ

キング中のマスク着用は熱中症や呼吸困難の恐れがあることから、参加者及びガイドとも不要とします。

感染症の拡大防止及び安全な登山のため、当日体調が思わしくない方、保健所等より自宅待機等の要請を受けている方につきましては、参加を見合わせていただくようお願いいたします。

また、37.5℃以上の熱がある方については安全上ご参加いただけません。予めご了承くださいますようお願いいたします。

#### 15-2. ガイド方法及び参加者人数の上限について

通常のガイドでは季節の花や見どころを案内する際、参加者の皆様に集まっていただき、ガイドがお客様の方を向いて話をしますが、マスクを着用せずに参加者同士が密集することは感染予防のため避けることが求められています。

そのため、参加者が5～10名の班については離れていてもガイドの声が聞こえるようイヤホンガイド通してご案内を行います。イヤホンガイドは当協会が所有しているものを利用するほか、足りない場合は依頼者様にてご用意いただくか、1班を参加者人数が5名以下の少人数班（イヤホン不要）に設定するようお願いいたします。

例、参加者30名をご案内する場合

10人班（イヤホン利用）×2班	}	4班（ガイド4名、2万円）
5人班（イヤホン無し）×2班		

#### 15-3. 中止について

政府より東京都に対し緊急事態宣言が発出され、ガイド派遣の実施日とその期間に含まれることになった場合は、期間外に延期するか、延期ができない場合はガイドの派遣を中止します。

八王子市に対してまん延防止等重点措置が適用された場合は、その個別項目に沿って中止が求められる場合のみ延期または中止します。

#### 15-4. キャンセルの特例

上記7及び9に規定される派遣の中止及びキャンセル代について、以下の理由により、実施前日の16時までにはキャンセルの連絡があった場合に限り、キャンセル代を不要とします。

- ① 参加予定者が、医師または保健所等から、自宅待機または外出を控えるよう指示を受けている場合
- ② 参加予定者の同居者や職場等を同じくする他人が、自宅待機の指示を受けており、間接的に参加予定者も外出を控える必要がある場合
- ③ 参加予定者に、発熱・倦怠感・のどの痛みなど、新型ウィルス感染の諸症状に類似する症状がある場合

例、参加者30名のハイキングツアーの費用計算

10人班×2、5人班×2 ⇒ガイド4名（2万円）を予定

実施3日前、カゼ症状のある一人を含む5人家族がキャンセル

⇒実施2日前に連絡いただいた場合、ガイド1名キャンセル代（3千円）は不要

実施前日の18時、カゼ症状により2人組、3人組がそれぞれキャンセル

⇒当日朝に連絡いただいても、キャンセル特例に該当しないため費用発生

ガイド1名分キャンセルしてもしなくても費用は同じのためそのまま変更せず

当日参加者は20名、ガイド3名（8人班×2、4人班×1）で実施となった

⇒15,000円（税込）

#### 15-5. 少人数制ガイド派遣

東京都の感染拡大防止のための自然公園登山ルールに沿って、令和4年度（令和5年3月

31日まで) 限定で、少人数制のガイド派遣を実施します。

こちらは、参加者人数を最大5名、指定コースからの選択制、を満たす場合のみ特別価格とします。指定コースや価格については、別途チラシ等で定めます。(条件を満たさない場合は通常料金となります。)

9.キャンセル代については、通常価格と特別価格との間の割引率に準じた額とします。

例、通常価格5千円/ガイド1名 特別価格4千円/ガイド1名 の場合

⇒2割引き(キャンセル代も2割引き)

令和2年2月24日、項目2・9・10・12を編集

令和2年4月1日申込分から適用する

令和2年6月10日、項目7・9・14を加筆

令和2年6月15日申込分から適用する

令和2年10月13日、項目9追加及び15-1に加筆

令和2年10月20日申込分から適用する

令和3年7月19日、項目2・4・8・15を編集

令和3年8月1日申込分から適用する

令和4年2月7日、項目2-1、2-3、4、14を編集

令和4年2月21日申込分から適用する